

2 労福第 341 号
令和 2 年 7 月 21 日

愛知県経営者協会
会長 加藤 宣明 様

愛知県労働局長
(公印省略)

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の変更（第 3 回）について（通知）

愛知県では、5 月 26 日に愛知県緊急事態宣言を解除するとともに、今後講じていくべき感染拡大予防対策を「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」として定め、実施に移しています。

現在、社会経済活動の再開について、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の段階的な緩和を進めており、国からも、ステップ③への移行にともなう留意事項が示されました。

また、本格的な出水期を迎え、避難所における感染防止対策の促進に取り組んでおり、7 月 13 日には「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成・公表したところです。

このため、これらの取組等を反映する形で本県の対策指針を変更しました。

つきましては、貴会関係者の皆様に御周知いただきますとともに、本県の取組の趣旨に沿った感染防止対策に取り組まれますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

(添付資料)

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針（7 月 16 日変更）
愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針変更箇所